

○厚木市母子家庭等家賃助成条例施行規則

昭和54年6月26日
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平元規則11・平13規則24・一部改正)

(規則で定める額)

第2条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、その者の前年(1月分から3月分までの家賃については、前々年。以下同じ。)の所得がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表で定める額とする。

(平10規則22・全改、平13規則24・一部改正)

(災害の場合の所得の特例)

第3条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)については、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、当該被災者に関しては、条例第3条第2項第1号の規定は、適用しないものとする。

(平10規則22・追加、平13規則24・一部改正)

(所得の範囲)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する所得の範囲は、前年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(平10規則22・追加、平13規則24・平14規則46・一部改正)

(所得の計算方法)

第5条 第2条の所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(平10規則22・追加、平14規則46・平15規則48・平25規則43・一部改正)

(家賃の月額)

第6条 条例第3条第2項第2号に規定する「家賃の月額」には、次に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 敷金及び権利金
- (2) 共益費及び駐車場料金
- (3) 電気料金、ガス料金、水道料金等

(平13規則24・追加)

(申請の手続)

第7条 条例第5条の規定により家賃の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、厚木市母子家庭等家賃助成申請書により、毎年4月末日までに市長に申請しなければならない。

2 年度の中途において条例の適用を受けるに至った者については、その都度申請するものとする。

3 前2項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の当該家屋の借受けを証する書類及び家賃の支払を証する書類

(2) 市長が必要と認める書類

(昭61規則5・全改、平2規則18・一部改正、平10規則22・旧第3条線下・一部改正、平13規則24・旧第6条線下・一部改正)

(助成の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上その適否を決定し、厚木市母子家庭等家賃助成決定通知書により申請者に通知するものとする。

(昭57規則20・昭61規則5・一部改正、平10規則22・旧第4条線下・一部改正、平13規則24・旧第7条線下・一部改正)

(届出)

第9条 家賃の助成を受けている者は、住所、氏名若しくは家賃月額を変更し、又は助成を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに厚木市母子家庭等家賃等変更・消滅届を市長に提出しなければならない。

(昭57規則20・昭61規則5・一部改正、平10規則22・旧第5条線下・一部改正、平13規則24・旧第8条線下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和55年規則第18号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第11号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第18号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第22号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の厚木市母子家庭家賃助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る助成について適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成13年規則第24号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(平10規則22・追加、平13規則24・平25規則43・一部改正)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,342,000円
1人以上	2,342,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1

人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。)があるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)